

(参考)

独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年4月1日規程第4号）一部改正 新旧対照表（抄）

(改正部分のみ/傍線部分は改正箇所)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人国立公文書館利用等規則</b></p> <p style="text-align: center;">平成23年4月1日規程第4号 最終改正 令和 年 月 日規程第 号</p> <p>[略]</p> <p>第2章 保存等 第1節 受入れ (行政機関又は独立行政法人等からの受入れ)</p> <p>第3条 館は、行政機関及び独立行政法人等で保存する歴史公文書等（法第2条第6項に定める歴史公文書等をいう。以下同じ。）として、保存期間が満了したときに館に移管する措置が定められたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。</p> <p><u>2 館は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）第3条に基づき他の国立公文書館等から館に管理換えを行うこととされた特定歴史公文書等を受け入れるものとする。</u></p> <p><u>3 館は、前2項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</u></p> <p>一 生物被害への対処その他の保存に必要な措置 二 識別を容易にするために必要な番号等（以下「請求番号」という。）の付与 三 第12条第1項第1号又は第2号に掲げる利用制限事由（以下「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査 四 第10条第1項に定める目録の作成</p> <p><u>4 館は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。</u> (行政機関以外の国の機関からの文書の受入れ)</p> <p>第4条 館は、内閣総理大臣が館において保存する必要があると認め国の機関（行政機関を除く。以下同じ。）から歴史公文書等の移管を受けた場合、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。</p> <p>2 館は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、内閣総理大臣と移管元である国の機関との合意に従い、利用の制限を行う範囲を定め、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>一 第3条第3項第1号に定める措置</p>	<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人国立公文書館利用等規則</b></p> <p style="text-align: center;">平成23年4月1日規程第4号 最終改正 令和6年11月19日規程第3号</p> <p>[略]</p> <p>第2章 保存等 第1節 受入れ (行政機関又は独立行政法人等からの受入れ)</p> <p>第3条 館は、行政機関及び独立行政法人等で保存する歴史公文書等（法第2条第6項に定める歴史公文書等をいう。以下同じ。）として、保存期間が満了したときに館に移管する措置が定められたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。</p> <p>[新規]</p> <p><u>2 館は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</u></p> <p>一 生物被害への対処その他の保存に必要な措置 二 識別を容易にするために必要な番号等（以下「請求番号」という。）の付与 三 第12条第1項第1号又は第2号に掲げる利用制限事由（以下「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査 四 第10条第1項に定める目録の作成</p> <p><u>3 館は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。</u> (行政機関以外の国の機関からの文書の受入れ)</p> <p>第4条 館は、内閣総理大臣が館において保存する必要があると認め国の機関（行政機関を除く。以下同じ。）から歴史公文書等の移管を受けた場合、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。</p> <p>2 館は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、内閣総理大臣と移管元である国の機関との合意に従い、利用の制限を行う範囲を定め、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>一 第3条第2項第1号に定める措置</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

(参考)

改正後	改正前	備考
<p>二 第3条第3項第2号に定める請求番号の付与</p> <p>三 第10条第1項に定める目録の作成 (寄贈・寄託された文書の受入れ)</p> <p>第5条 館は、法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から特定の文書を寄贈又は寄託する旨の申出があった場合、当該文書が歴史公文書等に該当すると判断する場合には、当該文書を受け入れるものとする。</p> <p>2 館は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>一 第3条第3項第1号に定める措置</p> <p>二 第3条第3項第2号に定める請求番号の付与</p> <p>三 第10条第1項に定める目録の作成</p> <p>[略]</p> <p>第7条 館は、特定歴史公文書等について、第30条の規定に基づき廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫(以下「書庫」という。)において永久に保存するものとする。</p> <p>[略]</p> <p>4 館は、特定歴史公文書等について、第3条第3項第2号、第4条第2項第2号及び第5条第2項第2号に定めた請求番号を付する。</p> <p>[略]</p> <p>第3章 利用</p> <p>第1節 利用の請求 (利用請求の手続)</p> <p>第11条 館は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求(以下「利用請求」という。)をしようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>二 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号、目録に記載された名称及び当該特定歴史公文書等のうち利用を希望する具体的な範囲が特定できる場合には当該範囲(※利用を希望する具体的な範囲を記載するか否かは任意)</p> <p>[略]</p>	<p>二 第3条第2項第2号に定める請求番号の付与</p> <p>三 第10条第1項に定める目録の作成 (寄贈・寄託された文書の受入れ)</p> <p>第5条 館は、法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から特定の文書を寄贈又は寄託する旨の申出があった場合、当該文書が歴史公文書等に該当すると判断する場合には、当該文書を受け入れるものとする。</p> <p>2 館は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>一 第3条第2項第1号に定める措置</p> <p>二 第3条第2項第2号の付与</p> <p>三 第10条第1項に定める目録の作成</p> <p>[略]</p> <p>第7条 館は、特定歴史公文書等について、第30条の規定に基づき廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫(以下「書庫」という。)において永久に保存するものとする。</p> <p>[略]</p> <p>4 館は、特定歴史公文書等について、第3条第2項第2号、第4条第2項第2号及び第5条第2項第2号に定めた請求番号を付する。</p> <p>[略]</p> <p>第3章 利用</p> <p>第1節 利用の請求 (利用請求の手続)</p> <p>第11条 館は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求(以下「利用請求」という。)をしようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>二 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号及び目録に記載された名称</p> <p>[略]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

(参考)

改正後	改正前	備考
<p>(利用請求の取扱い)</p> <p>第12条 館は、特定歴史公文書等について前条に定める利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第5条第2号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報</p> <p>ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報</p> <p>ロ 独立行政法人等情報公開法第5条第2号又は第4号イからハまで若しくはトに掲げる情報</p> <p>三 当該特定歴史公文書等が国の機関から移管されたものであって、内閣総理大臣と当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合</p> <p>四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合</p> <p>五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合</p> <p>2 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号又は第2号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。</p> <p><u>3 館は、第5条第2項により受け入れた特定歴史公文書等の利用決定に当たっては、必要に応じて、関係する行政機関等に対し意見を求めるものとする。</u></p> <p>4 館は、第2項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。</p>	<p>(利用請求の取扱い)</p> <p>第12条 館は、特定歴史公文書等について前条に定める利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第5条第2号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報</p> <p>ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報</p> <p>ロ 独立行政法人等情報公開法第5条第2号又は第4号イからハまで若しくはトに掲げる情報</p> <p>三 当該特定歴史公文書等が国の機関から移管されたものであって、内閣総理大臣と当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合</p> <p>四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合</p> <p>五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合</p> <p>2 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号又は第2号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。</p> <p>〔新規〕</p> <p>3 館は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

(参考)

改正後	改正前	備考
<p>[略]</p> <p>第2節 利用の促進 (簡便な方法による利用等)</p> <p>第23条 館は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める手続のほか、別に定めるところによる簡便な方法（次項に定めるものを除く。）により利用に供することができる。</p> <p>2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するものとする。<u>ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p> <p>[略]</p> <p>第5章 研修 (研修の実施)</p> <p>第31条 館は、その職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。</p> <p>2 館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修を行う<u>とともに、館は、必要に応じて、法人等又は個人を対象として研修を行うことができる。</u></p> <p>3 館は、第1項及び前項に規定する研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てなければならない。</p> <p>4 館は、第1項及び第2項に規定する研修を実施したときは、研修計画の改善並びに歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則改正は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[略]</p> <p>第2節 利用の促進 (簡便な方法による利用等)</p> <p>第23条 館は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める手続のほか、別に定めるところによる簡便な方法（次項に定めるものを除く。）により利用に供することができる。</p> <p>2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するものとする。</p> <p>[略]</p> <p>第5章 研修 (研修の実施)</p> <p>第31条 館は、その職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。</p> <p>2 館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。</p> <p>3 館は、第1項及び前項に規定する研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てなければならない。</p> <p>4 館は、第1項及び第2項に規定する研修を実施したときは、研修計画の改善並びに歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。</p> <p>[略]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

宮内公文書館利用等規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p><u>第3章 利用</u>            第1節 [略]</p> <p>第2節 利用の促進            (簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。<u>ただし、法令により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p>	<p><u>第3章 利用</u>            第1節 [同左]</p> <p>第2節 利用の促進            (簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 [同左]</p> <p>2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>記載位置を修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

外務省外交史料館利用等規則改正（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2章 保存等</p> <p>第1節 受入れ (外務省からの受入れ)</p> <p>第3条 館は、外務省で保存する歴史公文書等（法第2条第6項に定める歴史公文書等をいう。以下同じ。）として、保存期間が満了したときに館に移管する措置が設定されたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。</p> <p>2 館は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>一 生物被害への対処その他の保存に必要な措置</p> <p>二 識別を容易にするために必要な番号等（以下「管理番号」という。）の付与</p> <p>三 第11条第1項第1号に掲げる利用制限事由（以下「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査</p> <p>四 第9条第1項に定める目録の作成</p> <p>3 館は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。</p> <p><u>4 館は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第10条第2号の協議により外務大臣が独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館に移管することとした行政文書ファイル等に相当するものを保存している場合には、外務大臣と内閣総理大臣の合意に基づき国立公文書館に管理換えを行うことができる。この場合、館は、管理換えの対象となる特定歴史公文書等及び管理換えの手順について、国立公文書館と協議して定めることとする。</u></p> <p><u>5 館は、前項の規定に基づき国立公文書館への管理換えを行う場合には、対象の特定歴史公文書等に係る次の各号に掲げる資料も併せて管理換えすることとする。</u></p> <p>一 第9条の規定により作成された目録</p> <p>二 法第8条第3項の規定により意見が付されている場合には当該意見</p> <p>三 その他当該特定歴史公文書等の保存、利用に当たって館が作成した資料</p>	<p>第2章 保存等</p> <p>第1節 受入れ (外務省からの受入れ)</p> <p>第3条 館は、外務省で保存する歴史公文書等（法第2条第6項に定める歴史公文書等をいう。以下同じ。）として、保存期間が満了したときに館に移管する措置が設定されたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。</p> <p>2 館は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>一 生物被害への対処その他の保存に必要な措置</p> <p>二 識別を容易にするために必要な番号等（以下「管理番号」という。）の付与</p> <p>三 第11条第1項第1号に掲げる利用制限事由（以下「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査</p> <p>四 第9条第1項に定める目録の作成</p> <p>3 館は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>

海大達第 号  
令和7年4月1日

北海道大学大学文書館公文書室利用等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

国立大学法人北海道大学総長 寶 金 清 博

北海道大学大学文書館公文書室利用等規程の一部を改正する規程(案)

北海道大学大学文書館公文書室利用等規程(平成29年海大達第159号)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 公文書室は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 公文書室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。<u>ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 公文書室は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 公文書室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>



東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>[第1条～第21条 略]</p> <p>第2節 利用の促進 (簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 公文書室は、法第16条の規定において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 公文書室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。<u>ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合は、この限りでない。</u></p> <p>[第23条～第34条 略]</p>	<p>[第1条～第21条 同左]</p> <p>第2節 利用の促進 (簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 公文書室は、法第16条の規定において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 公文書室は、特定歴史公文書等のデジタル画像情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>[第23条～第34条 同左]</p>	<p>その他所要の改正を行うもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>



筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>(略)</p> <p>(簡便な方法による利用等)</p> <p>第23条 館長は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するものとする。</p> <p>2 館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(簡便な方法による利用等)</p> <p>第23条 館長は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するものとする。</p> <p>2 館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

東京大学文書館利用等規則 一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>第2節 利用の促進                      (簡便な方法による利用等)                      第22条 [略]                      2 文書館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</p>	<p>第2節 利用の促進                      (簡便な方法による利用等)                      第22条 [同左]                      2 文書館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>第2節 利用の促進 （簡便な方法による利用等） 第22条 [略] 2 文書館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。<u>ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p>	<p>第2節 利用の促進 （簡便な方法による利用等） 第22条 [同左] 2 文書館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>第 2 節 利用の促進 （簡便な方法による利用等） 第 22 条 [略] 2 公文書室は、特定歴史公文書等のデジタル画像情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</p> <p>附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 2 節 利用の促進 （簡便な方法による利用等） 第 22 条 [同左] 2 公文書室は、特定歴史公文書等のデジタル画像情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>第 2 節 利用の促進 （簡便な方法による利用等） 第 22 条 [略] 2 資料室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。ただし、<u>法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p>	<p>第 2 節 利用の促進 （簡便な方法による利用等） 第 22 条 [同左] 2 資料室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

京都大学大学文書館利用等要項（平成13年2月27日総長裁定）一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>（利用の促進） 第22 [略] 2 前項に定めるもののほか、大学文書館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。<u>ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p>	<p>（利用の促進） 第22 [同左] 2 前項に定めるもののほか、大学文書館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程の一部改正（案）

現 行

（目的）

第1条 この規程は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、大阪大学アーカイブズ（以下「アーカイブズ」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めることを目的とする。

（略）

（簡便な方法による利用等）

第22条 アーカイブズは、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、第10条から前条までに定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法（次項に定めるものを除く。）により利用に供するよう努めなければならない。

2 アーカイブズは、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（略）

改 正（案）

（同左）

第1条 同左

（略）

（同左）

第22条 同左

2 アーカイブズは、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。ただし、法令等により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。

（略）

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。



## 神戸大学文書史料室利用等要項新旧対照表(案)

(新)

第1条 (同右)

第2条～第21条 (略)

(簡便な方法による利用等)

第22条 室は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、第1節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。

2 室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。  
第23条～第34条 (略)

附 則(令和 年 月 日)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (略)

別紙様式第1号～別紙様式第11号 (略)

(旧)

(目的)

第1条 この要項は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)に基づき、神戸大学文書史料室(以下「室」という。)が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条～第21条 (略)

(簡便な方法による利用等)

第22条 室は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、第1節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。

2 室は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

第23条～第34条 (略)

別表 (略)

別紙様式第1号～別紙様式第11号 (略)

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則(平成23年3月23日規則第11号)一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>第2節 利用の促進 (簡便な方法による利用等) 第22条 [略] 2 文書館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合は、この限りでない。</p>	<p>第2節 利用の促進 (簡便な方法による利用等) 第22条 [同左] 2 文書館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第3章 利用 （簡便な方法による利用等） 第22条 （略） 2 文書館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。<u>ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第3章 利用 （簡便な方法による利用等） 第22条 （略） 2 文書館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則一部変更 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

変更後	変更前	備考
<p>(簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 アーカイブは、歴史的公文のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう<u>努めなければならない。ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。</u></p>	<p>(簡便な方法による利用等)</p> <p>第22条 [同左]</p> <p>2 アーカイブは、歴史的公文のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう<u>努めなければならない。</u></p>	<p>ガイドライン改正に基づき変更するもの。</p>